

当協会の役員を選考の経過及び選任理由の公表について

平成27年7月22日

一般財団法人 日本舶用品検定協会

当協会の常勤役員は、以下のとおり適正な選任手続を経て、選任されています。

1. 役員を選任方法

(1) 当協会の役員を選任については、定款第23条において、「理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。」と規定されていますが、常勤役員を選任については、その選任における透明性の確保を図るため、役員を選任の権限を有する評議員会において、慎重な審議を経て、「常勤役員候補者は、公募は行わず、評議員が推薦する者とする。ただし、推薦される候補者がいない場合は、公募を行うこととする。」と決議されています。

(2) また、評議員会に設置した役員等候補者選定委員会（評議員数名で構成。）が役員候補者の名簿等の資料を作成し、評議員会は、これらの資料を参考にして、役員を選任を行うこととなっています。

2. 選考の経過及び選任理由

(1) 平成27年6月17日に開催された第6回役員等候補者選定委員会において、評議員からの推薦がなされた常勤理事候補者は、現矢部会長及び現丸山常務理事の二人であり、他の候補者の推薦はなかったので常勤理事候補者として両氏が選定された。

(2) 評議員からの主たる推薦理由

「矢部哲候補者」

海上人命安全条約、海洋汚染防止条約等の国際条約及び船舶安全法、海洋汚染防止及び海上災害の防止に関する法律等に精通しており、現に会長として日本舶用品検定協会の業務に関する知識経験が豊富である。

また、協会における業務の実績についても優れた指導力と先見性と経営センスをもって協会の運営に当たり経営の安定、新規業務の開拓等に尽力し、その成果は顕著である。

「丸山研一候補者」

現に、日本舶用品検定協会の常務として協会の業務に関する知識経験が豊富であり、特に現場における検定、検査業務の実務及びその基礎となる技術的知識に精通している。

また、国土交通省等関係機関、舶用品メーカー等の関係者との交渉能力に優れており協会の運営に大きく寄与している。

- (3) 平成27年6月24日に開催された第9回評議員会（定時）において、理事の選任の審議がなされた。理事のうち常勤理事については、役員等候補者選定委員会から推薦のあった矢部哲候補者と丸山研一候補者について選任の審議がなされ、以下の選任推薦理由の説明がなされた上で評議員全員一致で矢部候補者及び丸山候補者が常勤の理事として承認議決された。

(矢部哲候補者)

当協会の組織、業務に関して豊富な経験と実績を有していること、また、職務を執行するために必要な知識、能力及び経験が十分にあり、さらに当協会の経営運営を行っていくという明確な目的意識と意欲を持つとともに、舶用品の製造事業に関連した海事産業全般にわたり卓越した見識と知見を有しており、本会の事業の業務執行機関である理事会の権限を行使する理事（常勤役員候補者）として適任であり、欠格条項については、特段、問題はない。

(丸山研一候補者)

船舶の検査、検定及び危険物の包装容器に係る検査並びに舶用品に関連した船舶の技術に関する職務経験及び管理職としての経験並びに海事関連分野全般にわたる知見が豊富であり当協会の問題点等をよく理解していること、また財務、経理にも知見があり、さらに当協会の経営運営を行っていくという明確な目的意識と意欲を持っており、本会の事業の業務執行機関である理事会の権限を行使する理事（常勤役員）候補者として適任であり、欠格条項については、特段、問題はない。

- (4) その後開催された第13回理事会において、矢部理事が登録検定検査機関としての業務執行の諸問題等が山積している状況の中で、これまで会長として当協会の組織、業務に関して豊富な経験と実績を有していること、また、職務を執行するために必要な能力及び経験が十分にあり、さらに当協会の経営運営を行っていくという明確な目的意識と意欲を持っており、

会長として必要な知識、経験に優れていることから、引き続き会長に相応しいと判断され、理事及び監事全員の同意により適任であるとして決議され、会長（代表理事）として選任された。

特に同人は、これまでの会長としての実績に加え、従前の豊富な職歴から当協会の業務執行と関係の深い

1. 船舶、船舶用品等に係る国際的な安全基準問題
2. 我が国造船業の国際競争戦略問題
3. 造船業・船用工業に係る技術、設備及び環境保全問題
4. 国際標準化、JIS認証制度、IMO（国際海事機関）及びISO（国際標準化機構）との基準の調整
5. 危険物の船舶運送に係る国際協調問題
6. 内航船及び外航船に関する工務及び装備関係

等の事項に造詣が特に深いことから、引き続き、当協会の会長としてその運営手腕に期待できるものと認められたものである。

- (5) また、同理事会において、登録検定検査機関としての業務執行の諸問題等が山積している状況の中で、丸山理事は、当協会の組織、業務に関して豊富な経験と実績を有していること、また、職務を執行するために必要な能力及び経験が十分にあり、さらに当協会の経営運営を行っていくという明確な目的意識と意欲を持っており、常務理事として必要な知識、経験に優れていることから、引き続き常務理事に相応しいと判断され、理事及び監事全員の同意により適任であるとして決議され常務理事（業務執行理事）として選任された。

特に同人は、これまでの常務理事としての実績に加え、従前の豊富な職歴から当協会の運営及び業務執行に必要とされる

1. 船舶の検査、検定及び危険物の包装容器に係る検査並びに舶用品に関連した船舶の技術に関する職務経験及び管理職としての経験が長いこと
2. 海事関連分野全般にわたる知見も豊富であり、当協会における検定検査業務等の執行上の問題点をよく理解していること
3. 財務・経理にも知見を有していること

等の事項に造詣が特に深いことから、引き続き、当協会の業務執行を責任をもって実施する常務理事（業務執行理事）としてその運営手腕に期待できるものと認められたものである。

